

# 2019年度(平成31年度)事業計画書

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

雪センターは 1990 (平成 2)年に設立され、雪に関する総合的な情報の提供を幅広く行うとともに、会員相互の情報・意見交換の推進に努め、関係機関との連絡・調整を行い、雪関係業務に携わる会員の効率的、効果的な諸活動を支援している。

発足当時から、雪に関する受託業務が中心となっていたが、会員のサービスに対する不満から、会員数の激減とそれに伴う会費収入の激減傾向が続いていた。そのような中で、2011 (平成 23)年度より受託業務から撤退する事となり、収入は会費収入のみになった事で、収支状況が極端に悪化し、消滅寸前の危機的状況にあった。

2012(平成 24)年度から会員サービスの根本的な見直し、新たなサービスの開始等、サービスレベルの向上を図った結果、長らく続いた会員の減少傾向に、ようやく歯止めをかけることが出来た。これと併せて、極限までの経費縮減を図り、支出の大幅な削減を断行した。この結果、2013(平成 25)年度にはようやく赤字体質から脱却する事が出来た。存続の可能性が見出せたことから、2014(平成 26)年度には、公益社団法人に移行する事が出来た。

雪センターは、公益目的事業として認定された「雪に関する調査、情報の提供」、「地方自治体への支援」、「雪に関する会議等への参画」等の事業の推進に努めている。しかしながら、昨今の気候変動等の自然条件の変化や、少子・高齢化等の社会・経済状況の変化は著しく、積雪寒冷地域における雪対策は、従来からのやり方だけでは対応しきれなくなり、多くの深刻な課題に直面している。このため雪センターの行う公益目的事業の重要性と必要性は格段に増大しているが、会費収入のみに頼っている現状では、雪センターに課せられた使命を果たしていく事は不可能となっている。

雪センターは公益目的保有財産である「公益目的事業基金」を保有しており、雪センターに課せられた使命を果たすためにやむを得ない場合には、この基金を取り崩して、公益目的事業を行う事が出来る事になっている。

2017 (平成 29)年度より、やむをえない場合として基金の取崩しを始め、公益目的事業の推進に努めてきたが、本年度も昨年度に引き続き、事業の公益性、必要性、緊急性等を十分に認識したうえで、公益目的事業基金を有効に活用し、雪センターに課せられた使命を果たして行く。

## 1. 事業計画

本年度は公益社団法人に移行して6年目となり、センターに課せられた公益目的事業の推進を通じて、会員へのサービス向上を更に進め、現会員の確保のみならず、会員の増加をも目指していく。このため公益目的事業基金をも有効に活用して、事業を一層の拡大・拡充し、有効かつ効率的に事業を推進して行く。

## (1) 雪調査・資料収集・情報提供事業

### ① ホームページによる情報提供

#### A. 雪関係業務情報

2012(平成24)年度のサービス開始以来、より効率的、効果的に業務に活用できるよう、情報の項目・体系の改良を行ってきた。2016(平成28)年度からは、情報項目・体系を大幅に見直し、情報の更新と情報量の拡大を行い、リニューアルされた情報を、会員に限定して提供している。

本年度は、さらに改良を進め、情報量の増加と内容の充実を図っていく。

#### B. 降雪・積雪に関する情報

2013(平成25)年度から、情報項目表示の改良を進め、地域の雪の状況や、警報・注意報に関する情報を容易に得られるようになってきている。本年度は、更に利用者が利用しやすいよう改良するとともに、情報項目、情報量の拡大を目指す。

#### C. 道路の現状に関する情報

2013(平成25)年度から、地域や道路種別の情報が容易に求められるよう、情報項目の表示の改良や情報量の拡大を図ってきた。本年度も、更に情報項目、情報量を拡大、拡充していく。

### ② 会員活動のホームページでの紹介

#### A. 自治体会員の活動の紹介

2013(平成25)年度から、会員である地方自治体が、地域の魅力、特色を活かした地域の発展、振興策(観光、イベント、特産物等)への取組や活動の状況を、雪センターのHPを使って紹介するコーナーを設けている。

昨年度大幅な改良をしたが、本年度も会員自治体に対して、さらに幅広い活動を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

#### B. 企業会員の活動の紹介

2013(平成25)年度から、会員である民間企業が、地域における活動状況(事業実績、会社概要、受注業務、保有技術等)、地域で果たしている重要な役割、貢献する姿を、雪センターのHPを使って紹介するコーナーを設けている。

昨年度大幅な改良をしたが、本年度も会員民間企業に対して、さらに活動と地域への貢献を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

### ③ メールによる情報提供

2012(平成24)年度より会員にメール登録を呼びかけ、登録した会員に対してメールにより情報を提供している。関係機関の協力も得て、情報の質の充実と量の増加に努めて来た結果、情報の範囲も拡大し、直接雪に関係するものに留まらず、広く自治体会員の運営や、民間企業会員の経営に役立つ情報も増加させてきた。2013(平成25)年度からは、雪関係情報と総合行政情報の2本立てとなり、更に2014(平成26)年度からは統計情報を加え3本立てとなっている。

本年度は、関係機関の協力も得て、情報の量の拡大、質の向上、提供頻度の増加に努め、地方自治体会員のみならず、民間企業会員の求める情報も積極的に提供していく。情報量の増加に対応し、情報の項目分類や、情報源等による分類分け改良

も検討していく。また、未登録会員へのメール登録を引き続き呼び掛けていく。

#### ④ 機関誌「ゆき」の発刊

2012(平成24)年度より大幅な刷新を図り、89号(11月発刊)からは毎回特集号として、雪関係の業務に従事する地方自治体会員や民間企業会員の直面する問題を取り上げている。執筆を国、地方自治体、民間企業・建設業者、関係法人、研究機関、大学、商工会、ボランティア団体、住民等多くの方に御願ひして、豊富な情報を掲載している。当初に比べて頁数も増え、今や雪関係の業務に従事するものにとっての必読の書となっている。

本年度も会員の直面する重要課題についての特集を企画し、関係する多くの機関、関係者に執筆を依頼して、その内容の一層の充実を図り、会員の抱える問題への取組を支援するとともに、関係者の活動を幅広く紹介して行く。

### (2) 雪寒地域の地方自治体の活動支援事業

センターの認定された主要な公益目的事業の1つである「積雪寒冷地域の地方自治体への支援事業」については、自治体同士が、あるいは自治体と関係機関とが、連携・協力して、雪対策に取り組めるように、自治体の活動を支援して行く。以前から行っている支援については、更なる効果的な活動が行われるように、支援の拡大を図っていく。更に、関係者の連携・協力した活動を推進するために、新たな支援事業を実施して行く。このため、公益目的事業基金を取り崩してこれに充てて行く。これにより、会員数の増加も期待出来、収支の改善が期待出来る。

#### ① 各道県の雪対策協議会活動の支援

道県単位で組織されている全国の13の雪対策協議会に対しては、引き続き必要な情報提供をするとともに、協議会相互の情報交換・意見交換の場を設け、会員相互の情報共有と協力体制の強化に努める。各協議会に対しては、会員数や活動状況に応じて、支援金を配布しているが、活動がより活発化し、効果的に行われるように誘導して行く。また、各協議会の総会への参加要請が雪センターに対してある場合には、極力参加し、情報提供、意見交換・情報交換を行う。

昨年度から、各協議会が自主的に計画して実施する事業(一例として講演会、研修会等々)で、支援が必要と判断するものに対しては、別個に支援を行っている。今年度は更に支援事業を拡大し、各協議会に自主的な活動の実施を呼びかけ、各協議会の活動の一層の活発化と自主的な事業の推進を図る。

#### ② 全国雪対策連絡協議会活動の支援

全国雪対策連絡協議会は、全国の13の各道県の雪対策協議会の全国組織であり、各協議会間の情報交換、意見交換の場を設定して、各協議会の情報共有と協力体制の下で、全国協議会としての活動が有効にできるように努める。各協議会から出された意見・要望等を、集約・整理してとりまとめ、国等の機関と会員の間での情報交換・連絡調整等の機会を通じて、要望の成果が、国の補助、支援の拡大や新たな施策の実現となって表れるよう取り組んでいく。

#### A. 定期総会

毎年7月に開催される定期総会については、その重要性を認識してもらい、多く

の会員の参加を呼びかける。

総会では、協議会の活動方針を討議・決定すると共に、国の関係機関に提出する総合的な雪対策の推進を求める要望書を決議する。要望書案については、事前に各協議会を通じて出された会員の意見・要望を収集・集約・編集した原案を、各協議会に諮ると共に、要望先の関係機関との調整を図って作成する。

総会当日は、国土交通省関係部局からの招待者から、所管行政に係る最近の情勢等について、情報提供や説明を受ける機会を引き続き設ける。

#### **B. 夏の要望活動**

全国雪対策連絡協議会の総会終了後に、総会で決議された要望書をもって、総会参加者一同が、国等の関係機関に対して要望活動を行う。要望に当たっては、幹部と直接面談し、要望の内容を説明し、意見交換する場を設けてもらうよう、事前に要望先と十分な調整を行って、効果的な要望活動が出来るように努める。

#### **C. 秋の要望活動**

秋の要望活動については、事前に要望内容を、協議会及び国の機関と十分な調整を行って要望書を作成する。要望先とは事前に十分な調整を行って、幹部との直接面談による効果的な要望活動が出来るようにする。

#### **D. 豪雪に対する緊急要望活動等の実施**

降雪期になってから降雪状況に応じて、全国協議会として国等に対し、緊急に要望する事が必要な事態が発生した場合には、困窮した実情を説明する資料と共に、具体的な対応策を求める要望書を作成し、関係機関に緊急要望活動を行う。

### **③ 地方自治体の連携・協力活動への支援**

多くの課題を抱えている積雪寒冷地域の雪対策においては、地域における関係機関の連携・協力した活動が、以前に増して重要になってきている。このため本年度より新たに、雪センターの会員である県・政令市、市町村等の地方自治体が、直轄、高速(株)の出先機関、その他の関係機関と情報を共有し、連携・協力して進めている雪対策の活動に対して、その活動が一層拡大し、より強力に効果的に進められるように、「地方自治体の連携・協力した活動への支援事業」として、新たに公益目的事業基金を活用した支援を行うこととする。事業の内容、計画、進め方等については、各自治体等の自主的な活動に任せる事とし、地方自治体や関係機関に趣旨を説明し、連携・協力した活動が積極的に行われるように促していく。

### **④ 積雪寒冷地の民間企業の活動への支援**

民間企業会員に対しては、情報提供や、会員によるHPでの活動の紹介、機関誌への執筆依頼等に留まっている。今後は民間企業会員からなる組織を作り、民間企業会員間の意見交換の場を設ける事を検討する。民間企業会員の実態や抱える課題を把握し、意見や要望を集約し、雪センターが連絡・調整役となって、民間企業会員と発注者である国、県市町村等との意見交換や、要望を行える場を設ける事も検討する。なお、上記の地方自治体の連携・協力した活動への積極的な参加を推進して行く。

### (3) 雪関連会議等への参画

雪国の地域づくりや雪に関する調査・研究等に関して、国、道府県、市町村及び関係団体等が行っている様々な活動に対して、雪センターとして主催者の一員として、或いは参加者として積極的に協力・支援を行っていく。

#### ① 雪関係シンポジウム、研究会等への参加、支援

##### A. 2020ふゆトピアフェアin苫小牧

毎年開催地を変えながら催されている「ゆきみらい」あるいは「ふゆトピアフェア」は、一昨年度は富山で、昨年度は新庄で開催され、本年度は「2020ふゆトピア・フェア in 苫小牧」として苫小牧市で開催される事となっている。雪センターは、国土交通省北海道開発局、北海道、苫小牧市等とともに、主催者として、また実行委員会のメンバーとして、開催の準備、企画段階から運営に至るまで深く関与するとともに、発表論文の評価・審査にも当たる。

##### B. その他シンポジウム等

国内外の会議、シンポジウム等に対して参加、協力等を行い、雪寒地域の振興について支援するとともに、雪センターの事業目的に適合する各種事業及び雪寒事業を促進するための啓発活動に協力する。

#### ② 雪関係行事、催しへの後援

各機関の行う行事等について、雪センターに対して、後援等の依頼があり、雪センターとして必要性のあるものについてはこれに積極的に応じていく。

## 2. 会員確保、増大策

#### ① 退会会員への再入会の勧誘

毎年激減していた会員数が微減に転じたのは2012年であるが、それまで退会した会員の退会理由は、会費に見合ったサービスが受けられないという不満であった。これら嘗て退会した会員に対しては、退会当時に比べて格段に向上した現在のサービスに付いての資料を送付して理解を求め、再入会を勧めていく。

#### ② 新たな会員の勧誘

新たな会員として、民間企業あるいは民間企業団体、財団・社団法人等へ、入会の勧誘を引き続き行っていく。

業界団体に対しては、全国規模の業界団体のみならず、県単位の業界団体の入会を勧めていく。